

平成25年度「第1回山梨県男女共同参画審議会」議事録

1 日 時:平成25年11月20日(水)午後1時30分～

2 審議会出席委員

(審議会委員)松葉惇会長・飯窪さかえ会長代理

小川はるみ委員・柿島美保子委員・萱原春美委員・木内清一委員・小澤廣治委員
齊藤至委員・齊藤尚子委員・信田恵三委員・矢崎元子委員

11名出席

(事務局等) 小松企画県民部理事・小林県民生活・男女共同参画課長

中山男女共同参画総括課長補佐・丸茂男女共同参画課長補佐

名取児童家庭課課長補佐・三浦女性相談所所長・志村主査・山口主任・平岩主事

(進 行) 中山男女共同参画総括課長補佐

3 会議次第

(1)開会

(2)企画県民部理事あいさつ

(3)会長あいさつ

(4)議 事

①平成25年度山梨県男女共同参画年次報告書について

②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策の実施状況について

③第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(素案)について

④その他

4 概 要

◇ 開 会

◇ 理事あいさつ

◇ 会長あいさつ

◇ 事務局から

・本日の会議は、委員数15名中11名が出席しており、委員の2分の1以上の出席となっていることから、山梨県男女共同参画推進条例第22条第10項の規定により、会議を開催する。

◇ 議 事(条例第22条第9項により、会長が議長)

(1) 平成25年度山梨県男女共同参画年次報告書について

議 長 ●「平成25年度山梨県男女共同参画年次報告書」について事務局から説明願う。

事務局 ●「平成25年度山梨県男女共同参画年次報告書」について説明)

議 長 ●質問等はあるか。

(2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策の実施状況」について

議 長 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策の実施状況」について事務局

| | |
|---|---|
| 事務局 議長 | <p>から説明を願う。</p> <p>●〈「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策の実施状況」について説明〉</p> <p>●質問等はあるか。</p> |
| (3)「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(素案)」について | |
| 議長 | <p>●「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(素案)」について事務局から説明を願う。</p> |
| 事務局 | <p>●〈「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(素案)」について説明〉</p> |
| 委員 | <p>●ワーキンググループは例(男女共同参画計画策定時)のワーキンググループで行ったのか。</p> |
| 事務局 | <p>●今回は庁内のワーキンググループである。</p> |
| 委員 | <p>●配偶者暴力の関係は身近なところに相談ができたり、駆け込み寺のような役割として、市町村の取組や基本計画の策定が重要だということを伺った。経済的な状況等様々な事情があると思うが、このあたりがなかなか理解されないことについて、ご意見を伺いたい。</p> |
| 事務局 | <p>●近所など、あまり近くには相談しづらい状況もあると思う。県の保健福祉事務所にも相談があるが、近くであるが故に相談しづらい背景もあると考えられる。ただし、体制の整備という面では、それぞれの市町村において計画やセンターを設置していただくことが良いと思うので、その点については今後取り組んでいきたい。</p> |
| 委員 | <p>●地域性はあると思うが、周囲の通告も必要なのではないか。そういうことが恥ずかしいことではないという風習をつくるのが啓蒙活動になると思う。2、3市町村が一緒になった広域的な窓口というのはないのかとも思うが、実際は隣近所の人が気が付いて通報、通告をした方がわかりやすい。</p> |
| 委員 | <p>●私も自治会の役員を何年か務めているが、地域には民生委員が配置されている。そういう方はある程度識者であったりするので、力を借りるのは一つの方策だと思う。事前資料の8頁に潜在的な被害として、どこにも相談しなかった人の割合が55%という記載とともに、支援センター、女性相談所、警察などの公的機関への相談は少ないことが分かりますと記載されている。そして、9頁の下の方には、市町村の役割も大きいことから、市町村における取組を推進するための支援を行っていくことが必要とあるが、具体的に市町村に対してどのような働きかけを行うのか。また、31頁に児童家庭課の取組として、必要に応じて民間シェルターなどへの一時保護委託という記載がある。インターネットで調べたところ、地方公共団体から民間シェルター等に対する財政的な援助額というものが掲載されており、6千万近くの拠出をしている都道府県もある一方、まったくない県もある。このような事例もあるため、民間の力を借りたり、県の方で助成金を出すなどの方法で潜在的な被害をカバーする方法もあると思うが、山梨県では実際に民間との取組をされているのか伺いたい。</p> |
| 事務局 | <p>●はじめの質問については、市町村が基本計画を策定する場合、盛り込む内容が県と比較すると少ないことなどから、単独での計画の策定が難しいことが考えられる。そのため、男女</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>計画のDVに関する部分をDV計画として位置づけて策定いただく方法で2町についても策定いただいている。今後もこのようなかたちで市町村の基本計画策定への働きかけを行っていきたいと考えている。</p> |
| 事務局 | <p>●民間シェルターへの委託については、他県3カ所、県内1カ所の施設と一時保護委託の契約をしており、例年1・2件お願いしている現状。県内で生活することが安全でないような場合は、生活再建のため県外の施設に委託したり、言語の問題がある場合は、外国語対応が可能な施設にお願いするなど事例性を持って委託している。</p> |
| 委員 | <p>●計画の策定にあたり、ワーキンググループで現状をよく分析していると思うが、国の法改正が何度も行われ、数値目標も設置して取組を行っていく中で、一番問題になるのは市町村の取組の推進状況ではないかと思う。男女共同参画の年次報告を見ても、条例や計画をまだ作っていない市町村もある。暴力の防止と被害者の保護、相談体制についてもまだ進んでいない現状をみると、3次計画においては目標値に向かって真剣に取り組むことが必要だと考える。また、県民意識の状況についても記載されているが、未だこれは暴力ではないという意識が強い現状があると思う。県民意識の改革、改善が教育機能の中でどのように保たれるかが問題になると思う。女性の被害が多い中で男性や60代以上の被害の存在もある。被害を受けても相談をしないという県民の個としての意識と、地域の中の全体的な意識をどう高揚していくか、また、ワーキンググループで分析した現状等を踏まえると、市町村の理解と取組が重要な課題になると思うので、そのあたりに力点をおきながら、取組を素案に盛り込んでいただきたい。</p> |
| 委員 | <p>●最近、加害者に住所を知らせてしまい、殺人につながったというニュースがあったが、市町村において住民票の写し等を交付する際に、加害者の手にわたらないよう注意喚起を市町村にしていだけるような体制ができれば良いと思う。また、ここまで来たら命が危ないなど、いろいろな状況があると思うが、被害の切迫性を調べるチェックリスト等により、正確な被害の危険度を測れるような体制ができれば良いと思う。それから、これは大きな問題かもしれないが、ネットの写真や動画を速やかに削除するようなこともできればと思う。自分がねらわれたときということを考えると、市町村の住民票の部分などは、もう少し丁寧に行っていただきたいとか、判定基準(チェック度)のような細かいことをもう少し行っていただければありがたいと思う。</p> |
| 事務局 | <p>●市町村への個人情報保護の徹底については、市町村の会議や研修の中で話をしていきたいと思う。チェックリストや判定については、今後の課題として啓発資料の中などに盛り込むなど検討していきたい。</p> |
| 委員 | <p>●報道の中で命に関わるケースが実際に出てきており、緊急性が高いが、県や市の委員会で審議、討論、意見交換を行っても一人ひとりの個々の家庭の中に染み渡っていかなければ意味がないため、市町村の取組の推進が一番重要ではないか。市町村の男女共同参画推進委員会で話し合った内容をいかにおろすかが難しいという話も聞く。今は地域が疎遠になり、同一屋敷内でも棟が違い、いつお互いが出掛けたかが分からないという家庭も多くなっている。プライバシーの問題もあると思うが、非常事態の際には手を貸してあげられる体制が大</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>事であり、区や地区の会合などにDVのことが取りあげられると良い。印刷物は読まないことも多いので、細かい組織の中に話題が出る機会が必要であるため、市町村から下に広がるような指導を行っていただきたい。</p> |
| 事務局 | <p>●市町村の中にもさまざまな機会を捉えて啓発を行っていただいたり、ぴゅあでも出前講座が利用できるのも、いろいろな団体の方に活用いただくことも必要だと思う。また、高齢者のDVもある中で、介護や医療の関係者、また若い世代へは教育関係者などいろいろな方向から啓発を行い、浸透を図っていきたいと考えている。</p> |
| 委員 | <p>●この話とは少し外れるが、私の地区では民生委員は年の上から順に選出されているが、民生委員はこのような内容も勉強をし、ある程度の知識を持つこととするなど、民生委員の選び方によってもだいぶ活動の内容が異なってくるのではないかと思う。</p> |
| 委員 | <p>●地区によっては委員会や会に出るだけの人もいれば、毎月1軒1軒回ると教わったので、しっかり回っている方もいる。後者のような勉強をして、家庭の中の様子を聞かなくても感じ取るぐらいの人でなければいけないと感じている。それから、地域におろすということについては、各地区でどのような取組を行っているのかを委員同士で話し合う機会を設けると意識度も高くなり、下におろしやすくなるのではないかと感じている。最後に子どもへの支援についてだが、子どもはとても敏感なので、家庭の様子が子どもの雰囲気から分かるのではないかと思うが、子どもの生活から感じるがあれば、関係機関につなげることもできたら良いと思う。</p> |
| 委員 | <p>●学校ではDVというより虐待ということの方が多いが、通報などは行っている。DVについて感じていることが3つあるが、まず一つ目として暴力は学習であり、学校で暴力をふるう子どもが100%DVの結果ということではないが、往々にして暴力をふるう子どもの中にDV被害者の子どもがいる。目撃が24.1%という数字も出ているが、そういう子どもに対応すると既に暴力を学習しており、怒りのはけ口が暴力ということが染みついてしまっている。暴力が問題だということはわかるが、どうしても暴力により対応してしまう。そのような子どもへのケアが大事だと感じている。もう一つは19.4%が子どもに対しても同様の行為を行っているという結果があるが、虐待や被害者と一緒にDVを受けている子どもについては、非常に自己肯定感が低い。小さい子どもであっても、なぜ自分は生まれてきたのか、自分は生きる価値はないということを感じているため、このような子どもへのケアも必要。施策の方向としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの取組により手厚くしていただいているが、そういう視点での支援が必要だと思う。最後になるが、DVにより子どもを抱えて離婚されるケースがあるが、この場合親は金銭的に苦しいほか、子どもも心に傷を負っているため、生活するだけで精一杯になってしまうので、親への手厚い支援も必要だと教育現場では感じている。</p> |
| 事務局 | <p>●義務教育課、高校教育課からも精神的なケアに関する取組をいただいているので、ご意見を踏まえ、取組を行っていくよう話をしたい。ただ、生活補助の話となると県の段階ではなかなか難しいが、ご意見として受け止めさせていただきたいと思う。</p> |
| 委員 | <p>●暴力が非常にわかりやすいケースについては相談、支援の体制が整っており、啓発活動についても深めたかたちになっていると思うが、ネグレクトや生活費を渡さないなどの暴力も被害者本人が疑問を持つようないわゆるグレーゾーンの相談を受ける際に、配偶者暴力相談支</p> |

援センターという名称が良いのかどうか。本人の問題の発見と、気づきを促進させてカウンセリング機能を付けるようなグレーゾーンの人たちに手を差し伸べる機関や窓口があればDVへの理解が進むのではないか。今、私たちは命の危険があるなど極端なケースで理解をしているが、今後の高齢化社会や若者の価値観が変化する中で、表だった暴力ではないケースも出てくると思う。

事務局 ●当課では、暴力だけがDVだとは考えていない。言葉の暴力などもある。

委員 ●もちろん、そのように読めるが、そのあたりがもう一つ見えない。

事務局 ●そのあたりが今後啓発でも大事なところだと思うが、相談支援センターにおいても当然殴る、蹴る以外の相談も受けているので、このようなことも相談してもらいたいということを広く啓発していくことが大事ではないかと思う。

委員 ●ネーミングが非常にダイレクトな感じがする。

事務局 ●配偶者暴力相談支援センターという名前が暴力だけという印象を与えるということか。

委員 ●そういうことも含め別のネーミングにするなど、もう少し広い範囲でとらえていただきたいと思う。

事務局 ●もう少しそのような部分も含むということを知ってもらえるような努力を考えていきたいと思う。

委員 ●暴力を振るわれた親がシェルターに保護される場合、ある程度の期間があると思うが、保護されて自分自身の生活を取り戻したときに、その人が本当に経済的に自立していないと、また元の生活に戻ってしまうということをいくつか耳にしている。それを考えるとシェルターで保護されているときに、被害者の経済的な自立を支援できるような方法や力をつけていただくと救われるのではないか。もう一つ、デートDVというものが割と多いようで、計画の中にも若年層への教育・啓発についてと書かれている。ここには大学生、高校生と書かれているが、四国などの人の話を聞くと、中学生がかなり絡んでいるということなので、性教育など若年層への教育が非常に重要だと感じている。

委員 ●第3次基本計画については、全体的にはよく考えられてできているような印象を感じた。具体的な個々の項目等に関しては、今まで皆さんから出された意見で、どういったところに視点をおくかということだと思う。子どもに対する暴力へのケア等も含めるなど、どこに視点をおくかという意識は重要だと思う。また、一つにはどこにも相談しなかった人が55%だが、その中には相談する必要性もなかったと思う人のパーセンテージが高かったのではないかと思う。それはどの程度の被害があったのかということも影響していると思う。実際に被害を受けた人がどの程度の被害感情を持っていたかにもよるので、一概には言えないが、相談しやすくするような体制づくりというのは絶対に必要だと思う。また、どのようにそれを関係機関につなげていくのかという視点も必要になってくると思う。特に基本計画の43頁に施策推進のための連携体制の強化という基本目標があり、その中に各関係機関が共通の認識をもって日々の相談、一時保護、自立支援のさまざまな段階において、緊密に連携していくことが必要だとあるが、いかに連携をうまくとっていくのかというあたりが重要。我々も実際に相談が来たときに、他の関係機関とどのような連携をとりながら、いかに迅速に対応をしていくのかということが重

| | |
|-----|--|
| | <p>要になってくる。仮に弁護士への相談が必要だがお金がかかるとなったときには、法テラスという組織があるので、そこにつなげていくなど、包括的な解決に至るまでの連携という視点を重視していった方が良いと感じた。</p> |
| 委員 | <p>●関係機関と連携をとり適切に対応していくとあるが、関係機関の定期的な会合というものはあるのか。</p> |
| 事務局 | <p>●関係機関連絡協議会というものを定期的開催している。ケースバイケースで必要な機関と連携ということでは、相談支援センターにおいて関係機関と連携を図っている。</p> |
| 委員 | <p>●先ほどから話が出ている地域の問題で、民生委員などは当面の窓口になると思う。相談窓口でそのような方の話を吸い上げて、地域の行政のどこが担当するのか。DVIはコミュニティの問題なので、どこで何があったかということは相互に協力し合うという話を自治会などでも組長がするが、地域のコミュニティは大事だと思う。民生委員の方が情報をつかんだときには、どこと連携をしていくということも明確にしておく必要もあるのではないかなと思う。男女共同参画についても推進委員会があり、活動を浸透させているので、DVIについても各市町村版があっても良いのではないかなと思う。</p> |
| 委員 | <p>●民生委員はボランティアなので、なかなか手がないという現状もある。持ち回りも良いが、民生委員が活躍できるような雰囲気自治会ですることが必要。そのようなかたちで導く流れを県にもお願いしたい。</p> |
| 事務局 | <p>●市町村への働きかけ、また民生委員の方々との連携についても考えていきたいと思う。</p> |
| 委員 | <p>●今のような話は暴力の問題だけではなく、自治会、コミュニティのあり方に帰していくと思う。そういうことから考えると、原点は一人の市民。その市民の暮らしを守ることから考えると、市町村の行政体制の中で、現状の問題点を市民に情報提供をして認識を改めてもらいながら、どのようにもっていくかをサポート、コーディネートするような職員が市町村にいて、かつ専門性を持っていければなお良いのではないかな。そこから施策推進の連携体制にもっていくような職員が必要になってくると思う。計画の43頁から45頁までが大事なところで、このあたりの具体的な方法は検討されるでしょうが、市町村がいろいろなかたちの関係団体を寄せながら、どのように具体的に市民の意識を高めていき、相談相手になれるような体制づくりを行っていくか。専門的な部署がないので、センターを活用するところまで持って行くサポート役ができる人材の育成を重要視していかなければ、下には染みないと思う。43頁以降を検討していけば具体化はしていけると思う。</p> |
| 議長 | <p>●活発な意見をいただいた。時間も迫っているので、ここで切り上げたいと思う。意見を活かして基本計画を策定いただきたい。</p> |

(4) その他について

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>●それでは、今までの議題以外に他に何かあるか。事務局から何かあるか。</p> |
| 事務局 | <p>●〈男女共同参画推進センターに関する指定管理の選定経過について事務局から説明〉</p> |
| 議長 | <p>●以上をもって、本日の議事をすべて終了する。議事進行への協力に謝礼。</p> |
| 事務局 | <p>●以上をもって、平成24年度第2回会男女共同参画推進審議会を閉会する。謝礼。</p> |